

山形県高度人材確保支援事業 Q&A

質問	回答											
<p>高度人材とはどのような人材か。</p>	<p>研究開発、製品開発などに関する高度な専門知識や技術を有するなど、中小企業の事業化及び商品化等の取組みに資すると認められ、次の要件を満たす人材と定義しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①修士課程修了以上の者 ②技術士資格を持つ者又はこれと同等の資格を持つ者 ③実務・指導経験が5年以上の者 											
<p>補助対象となる中小企業者の範囲は。</p>	<p>中小企業基本法第2条1項第1号に基づく「製造業」、第3号に基づく「サービス業」となります。</p> <table border="1" data-bbox="805 633 1324 851"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th colspan="2">中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)</th> </tr> <tr> <th>資本金の額又は 出資の総額</th> <th>常時使用する 従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	製造業	3億円以下	300人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下
業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)											
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数										
製造業	3億円以下	300人以下										
サービス業	5,000万円以下	100人以下										
<p>本事業における正社員の定義は。</p>	<p>「使用者と労働者が雇用契約を締結し、就業規則に定める就業時間を、フルタイムで従業する期間を定めない雇用形態」とします。</p>											
<p>応募までに人材を確保する必要があるのか。</p>	<p>応募までに人材を確保する必要はありませんが、高度人材を確保できる可能性や見込みが、事業採択の審査・評価対象となります。</p>											
<p>応募の段階で既に雇用している人材を補助対象とできるか。</p>	<p>平成30年4月1日以降に雇用した人材は補助対象とすることが可能です。</p>											
<p>新規雇用者の配属先が県内の事業所であることが要件だが、交付申請時点では県内の事業所で、実績報告時点では県外の事業所に勤務している場合は補助対象となるか。</p>	<p>県内の事業所に勤務していることが必須要件であるため、補助の対象外となります。</p>											
<p>補助金の支払いはいつになるのか。</p>	<p>補助事業完了後の精算払いとなります。流れは次のとおりです。 【実績報告書の提出→完了検査→額の確定→支払い】</p>											
<p>12か月間雇用していなければ、補助金を受給できないのか。</p>	<p>補助金の交付は、補助事業期間(平成30年4月1日～平成31年2月28日までの間で、新規雇用開始日から最大6か月間)に行われた事業完了をもって実績を確認し、支払いを行いますので、12か月間の雇用確認前に補助金の支払いを行います。 ただし、12か月を経過する前に雇用主の都合で雇用者が退職した場合は、交付決定の取消しを行う可能性があります。その場合、所定の手続きにより補助金を返還していただくこととなります。</p>											